

※ カラン：蛇口のこと。オランダ語の“KRAANクラーン”（鶴）が語源だそうです。蛇口の長い管が鶴の“首から頭”や“クチバシ”に見えますよね。

水道水源水質保全促進事業補助金交付制度の 補助対象区域が変更になります

水道水源保護地域の指定区域の変更

水道局では、将来にわたって安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、水道水源となる地域の保全を目的に、平成4年3月に水道水源保護条例を定め、その中で「水道水源保護地域」を指定して、様々な水源保全対策に取り組んでいます。

水道水源保護地域は、各浄水施設の取水口の上流地域を指定しています。

久之浜浄水場の廃止に伴い、平成27年11月1日から、水道水源保護地域の指定区域を一部変更しますのでお知らせします。

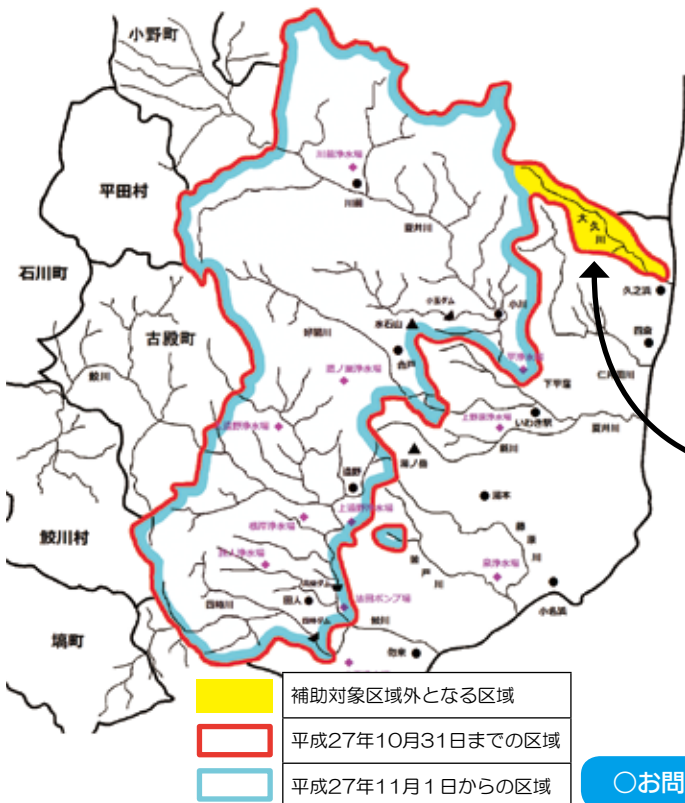
補助対象区域の変更

水道水源水質保全促進事業補助金交付制度は、水道水源保護地域内の住宅に合併処理浄化槽を設置（切替えのみ）する方や、農業集落排水事業へ加入する方に対して補助金を交付する制度です。

今回の水道水源保護地域の指定区域の変更に伴い、平成27年11月1日から、大久川流域の区域（別表）が当該制度の補助対象区域外となります。

なお、平成27年10月31日までに、いわき市浄化槽整備事業補助金の交付決定を受けた方は、その日から6か月以内に限り申請をすることができます。

いわき市水道水源保護地域



(別表…補助対象区域外となる字名)

久之浜地区	<ul style="list-style-type: none"> 久之浜町久之浜 (字入大場の一部、字寒沢の一部、字正蛇、字北中田、字樋口、字呑内、字中川原、字川田の一部、字北田の一部、字後三松の一部、字前三松の一部、字大場の一部) 久之浜町 (西一丁目、西二丁目の一部)
大久地区	<ul style="list-style-type: none"> 大久町大久 (全域) 大久町小久 (字成沢の一部、字極楽沢の一部)

○お問い合わせ 浄水課庶務係 TEL 22-9319

水道に関するお問い合わせは

いわき市水道局	(市外局番0246)	メールアドレス
総務課	TEL 22-9312 (直通)	suido-somu@city.iwaki.fukushima.jp
経営企画課	TEL 22-9310 (直通)	suido-keieikikaku@city.iwaki.fukushima.jp
営業課	TEL 22-9303 (直通)	suido-eigyo@city.iwaki.fukushima.jp
配水課	TEL 22-9316 (直通)	suido-haisui@city.iwaki.fukushima.jp
工務課	TEL 22-9305 (直通)	suido-komu@city.iwaki.fukushima.jp
浄水課	TEL 22-9319 (直通)	suido-josui@city.iwaki.fukushima.jp
南部工事事務所	TEL 75-0800 (直通)	suido-nambukoji@city.iwaki.fukushima.jp

ホームページアドレス <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/suido/index.html>

いわき市水道局

水道の使用開始・中止、検針、料金のお問い合わせは

いわき市水道料金お客様センター TEL 22-9300 (直通)

該当する区域にお住まいの方で、補助金交付制度を利用される方はお早めに。